

## 通知預金規定（証書式・通帳式）

- 1.（預入れの最低金額）  
この預金の預入れは1口50,000円以上とします。
- 2.（預金の支払時期等）
  - (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
  - (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。
- 3.（証券類の受入れ）
  - (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
  - (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入れの記載を取消したうえ）、当店で返却します。
- 4.（利 息）
  - (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
  - (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - (3) この預金の付利単位は10,000円とします。
- 5.（反社会的勢力との取引拒絶）  
この預金口座は、下記6の(3)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、下記6の(3)の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- 6.（預金の解約）
  - (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに当行本支店に提出してください。
  - (2) 解約は預金一口ごとに取り扱います。その一部の解約はいたしません。
  - (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
    - ① 預金者が、口座開設申込時にした表明・確約に関して申告内容に反することが判明した場合
    - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
      - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
      - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
      - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
      - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
      - E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
    - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
      - A. 暴力的な要求行為
      - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
      - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
      - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
      - E. その他前各号に準ずる行為
- 7.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）
  - (1) この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (2) この証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書（通帳）の再発行は当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 8.（印鑑照合）  
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 9.（譲渡、質入れの禁止）
  - (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
  - (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 10.（成年後見人等の届け出）
  - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
  - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
  - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
  - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
  - (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 11.（保険事故発生時における預金者からの相殺）
  - (1) 第1条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
  - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
    - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）は当行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
    - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
    - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
  - (3) 第1項による相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
    - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
    - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
  - (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
  - (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 12.（通知等）  
届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 13.（規定の変更等）
  - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、随時変更できるものとします。
  - (2) 前記（1）の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。

以 上